

司法はこれでいいのか 「危機の時代」から50年

◆特集にあたって

今からちょうど五〇年前、一九七一年の春は「司法の嵐」の季節であった。「司法の危機」の時代とも言われた。「司法反動と闘う」ことが、民主主義や人権を大切に思う人々の共通の課題として認識されていた。当時、心ある人々は、それぞれの立場で「司法はこれでいいのか」と問いを發した。もちろん、「司法がこれでよいはずはない」との強い思いからである。

そして、半世紀が経過した今、あらためて、同じ問を發しなければならない。「司法はこれでいいのか」「本来、司法はどうあるべきなのか」「どうすれば、司法本来のあるべき姿を實現できるだろうか」と。

「司法の嵐」の季節の中で、忘れてはならない日が七一年四月五日である。この日は、司法修習三期生の修習修了式だった。例年であれば、修習を終えた五〇〇人が全国に散って、弁護士・裁判官・検察官としてそれぞれの職業生活を始めるはずの門出の日。ところが

がこの日は例年とは様相を異にしていた。

この五〇〇人の中に裁判官としての任官を希望しながら採用を拒否されていた七人がいた。任官拒否の直前には、一三期宮本康昭裁判官に対する再任拒否もあり、最高裁による青年法律家協会所属裁判官への執拗な脱退勧告も行われていた。同期の大多数が、七人の任官拒否は不当な思想差別であり、裁判官全体に対する思想統制を狙ったものと考えた。

憲法の誓たるべき最高裁自らが思想差別を行い、裁判官の独立をないがしろにしている。これから、法律家になろうとする司法修習生たちは、身近に起こっているこの異常な事態を看過してよいはずはないと考えた。せめて、終了式の場で任官を拒否された彼らに、その思いの一端を發言する機会を与えてもらおうではないか。これが同期の総意となった。誰かが式の冒頭で、研修所長に同期の総意を伝えなければならぬ。その役割を担ったのが、クラス連絡会の阪口徳雄委員長だった。

阪口氏は、修習修了式の冒頭、式辞を述べようとした研修所長に対して發言の許可を求めた。所長は明らかに黙認し制止をしなかった。所長からの許しを得たと思った阪口氏が、マイクを取って「任官不採用者の話を聞いていただきたい」と話し始めた途端に、「終了式は終了いたします」と宣告されて式は打ち切られた。開会から式の終了まで、わずか一分一五秒の出来事。この行為をとらえて、最高裁はその



日の内に阪口氏を罷免処分とした。

この出来事は、権力機構としての司法院の本質を露わにするものとして強く世論を刺激し、前例のない司法の民主化を求める運動に火を付けることになった。その運動の高揚の中で阪口氏の法曹資格は二年後の一九七三年四月に回復となる。

「司法の嵐」吹き荒れる中で実務法律家となった二三期の集団は、その後の法律家としての職業人生において、それぞれに司法のあり方を問い続けてきた。そして、五〇年を記念して、同期の有志が一冊の書籍を刊行した。『司法はこれでもいいのか——裁判官拒否・修習生罷免から50年』(23期・弁護士ネットワーク著・現代書館)である。当時の司法状況についての資料というだけでなく、原体験を共有した二三期群像のその後の生き方をも活写して読み応えのある労作となっている。

そして、この書籍の出版を記念した集会を開催した。青年法律家協会弁学合同部会の共催と、日本民主法律家協会の協賛を得てのこと。本号の特集は、四月二四日「アルカディア市ヶ谷」において開催された出版記念集会の各発言をそれぞれの発言者が加筆し編集したものである。五〇年前の司法に、いったい何があったか。そのとき、司法は本来あるべき姿とどう変わってしまったのか。そして、五〇年後の今、どうしたら司法に希望を見出すことができるのか。その問題意識が凝縮した集会発言集になっている。

集会の冒頭に、「出版と集会の趣旨」について、一三期の村山晃氏が総括的な報告と問題提起をし、さらに阪口徳雄氏自身が「五〇年前に何があったか」を回想している。集会では短時間の発言であったが、本号では意を尽くしたものになっている。また、集会に寄せられた、宮本康昭氏の「連帯のメッセージ」全文を紹介している。

続いて、集会の前半でおこなわれたパネルディスカッションでのパネラー三氏の発言を次のとおり掲載する。

◆司法の現状…その制度と運用の実態をどう把握するか——司法官僚制的人事慣行と石田和外裁判官 西川伸一明治大学教授

◆司法への絶望と希望——行政事件「鑑定意見書」執筆の経験から 岡田正則早稲田大学教授

◆私たちの責任——司法の希望への道筋をどう見出すか 伊藤真弁護士

集会の後半は、「具体的事件を通じて司法の希望を語る」と表題しての討論であった。冒頭「司法の希望を語る」にふさわしい、具体的事件の成果についての弁護団報告があった。

- 1 東海第二原発運転差止訴訟弁護団 丸山幸司弁護士
- 2 生活保護基準引下げ違憲大阪訴訟 小久保哲郎弁護士
- 3 「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟 皆川洋美弁護士
- 4 建設アスベスト京都一陣訴訟弁護団 谷文彰弁護士
- 5 東京大空襲訴訟弁護団 杉浦ひとみ弁護士

これを受けてのフリーディスカッションでは、冒頭に二三期の元裁判官である森野俊彦氏の含蓄深い発言があり、豊川義明弁護士が「司法の希望を切り開くために」とする議論のまとめを行った。その後、青法協弁学合同部会議長上野格氏の印象的な挨拶と、梓澤和幸弁護士の閉会あいさつ「希望への道筋」を紹介する。

「司法はこれでもいいのか」との問いかけで貫かれた出版であり集会である。けつして希望は失われてはいないが、これでもいいはずはない。重い問題意識は共有できたものの、解決策が示されたわけではない。司法のあり方と具体的な改善策は今後の課題として残されている。

また、本号には、「司法はこれでもいいのか——裁判官拒否・修習生罷免から50年」についての北村栄氏(前青法協弁学合同部会議長の書評とともに、同時期に出版された『再任拒否と司法改革——司法の危機から半世紀、いま司法は』(宮本康昭・大出良知著、日本評論社)の石塚章夫氏の書評も掲載されている。

なお、本号の特集担当編集委員の澤藤も23期・弁護士ネットワークの一員であり、出版記念集会では総合同会を務めていることを申し添える。